

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更				
（宛先） 京都府知事		令和3年6月25日				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区吉祥院石原上川原町1-2		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京都生活協同組合 専務理事 高倉 通孝 電話 075 - 672 - 6304				
主たる業種	各種食品小売業	細分類番号	5   8   1   1			
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで					
基本方針	基準年度（2013年度）をもとに、2030年度にCO2排出量を40%削減することをめざします。この目標を省エネ機器設備の導入や再生可能エネルギーの活用、エネルギー消費効率の向上、マネジメント活動の推進などにより実現します。					
計画を推進するための体制	環境管理責任者の統括のもとSR・環境管理委員会を設置し、日本生協連の「全国の生協の温室効果ガス総量削減長期計画（2013年度基準年度対比2030年度40%削減計画）」と結合させて進捗管理を実施していきます。					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	6,953.4 トン	6,883.8 トン	6,815.0 トン	6,746.8 トン	-2.0 パーセント
	評価の対象となる排出の量	6,801.9 トン	6,883.8 トン	6,815.0 トン	6,530.6 トン	-0.9 パーセント
	目標の根拠	古い施設の新施設への置き換え、店舗での冷凍・冷蔵施設、空調施設の機器更新、LED照明への切り替え。職員による「キープ28」「キープ20」「施設メンテナンス」などの省エネ活動の実施。「省エネチューニング」実施。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	事業系合計	8.67	7.68	8.07	7.92	-9.00 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 (供給高 億円)					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	★供給高については、新店の出店を想定してしる。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考
		100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	「省エネチューニング」実施。職員による「キープ28」「キープ20」「施設メンテナンス」などの省エネ活動の実施。				
	(3)年度	「省エネチューニング」実施。職員による「キープ28」「キープ20」「施設メンテナンス」などの省エネ活動の実施。				
	(4)年度	「省エネチューニング」実施。職員による「キープ28」「キープ20」「施設メンテナンス」などの省エネ活動の実施。				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	職員駐車場の用地を別途借りている事業所において、公共交通機関で通勤可能な職員へ働きかけを行うと共に、駐車費用の負担についても適正化に向けて検討を行う。				
	上記の措置を採用する理由	事業所の多くが、公共交通機関での通勤が不便な立地となっており、実施が難しい状況であった。引き続き職員の理解を得られるよう取組を進める。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン		
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン		
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	買い物袋持参運動によるレジ袋の削減。容器・包装資材（トレー・卵パック、PETボトル、牛乳パック）の店舗での回収。PETボトルキャップの回収。					
特記事項	第三計画期間からの超過削減量216.2トンのうち、第1年度は0トン、第2年度は0トン、第3年度は216.2トン差し引く代表取締役の変更。					

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。